



**令和8年6月1日**

# 盗難特定金属製物品の処分の 防止等に関する法律

(※金属盗対策法) が

全部**施行**されます。

**特定金属くずを買い受ける場合、届出が必要です。**

※**特定金属**とは…政令で定められた金属で、現在は「**銅**」が対象です。

現在、「**金属くず営業許可証**」「**金属くず営業行商の証**」を  
お持ちの方も届出の対象です。



# 営業所ごとに届出が必要です。

## 【届出に必要な書類】

### 《 個人 》

- ・ 営業開始届出書
- ・ 住民票の写し(本籍・国籍あり)
- ・ 営業所と金属くず保管場所の平面図と周囲の略図



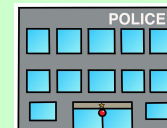
### 《 法人 》

- ・ 営業開始届出書
- ・ 代表者の住民票の写し(本籍・国籍あり)
- ・ 営業所と金属くず保管場所の平面図と周囲の略図
- ・ 定款、登記事項証明書

## 【提出先と提出期限】

### ● 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

※ 県内に2か所以上の営業所の届出をする場合は、いずれか一つの警察署にまとめて提出しても構いません。



### ● 営業開始の前日までに提出してください。

**すでに金属くず営業している場合は、本年8月31日(月)までに提出してください。**

※ 法律で3か月の猶予期間が設けられています。  
その場合、営業を継続しても構いませんが、必ず届出してください。  
未届の場合、無届営業として処罰の対象となります。

